

令和4年第4回  
教育委員会臨時会  
会議録

令和4年8月9日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第4回教育委員会臨時会	
開 催 日 時	令和4年8月9日（木） 開会時刻午前10時00分 閉会時刻午前10時39分	
開 催 場 所	朝霞市役所 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 0人	

令和4年第4回

教育委員会臨時会

令和4年8月9日(木)  
午前10時00分から  
午前10時39分まで  
朝霞市役所 全員協議会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 市長からの意見聴取
- 5 議 案 の 審 議
- 6 そ の 他
- 7 閉 会 宣 言

---

出席者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	高橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

説明のための出席者

生涯学習部長	神頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	奥山 雄三郎
教育管理課長	小石川 知治
教育指導課長	松本 欣巳
学校給食課長	長谷 修
文化財課長	赤澤 由美子
中央公民館長	中村 浩信

図 書 館 長  
生涯学習・スポーツ課主幹兼課長補佐

鈴木 恵 一  
星 野 要

---

事務局

教 育 総 務 課 長 補 佐  
教 育 総 務 課 教 育 総 務 係 長

大 塚 亜 矢 子  
古 瀬 聖 将

---

(会議資料)

◎ 市長からの意見聴取

議案第47号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定<教育委員会関係分>について

議案第48号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第3号)<教育委員会関係分>について

議案第49号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

◎ 提出議案

議案第50号 朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計について

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会宣言

#### ○二見教育長

ただいまから、令和4年第4回朝霞市教育委員会臨時会を開きます。

### ◎2 会議録委員の指名

#### ○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。

### ◎3 市長からの意見聴取

#### ○二見教育長

次に、本日の議事でございますが、市長からの意見聴取が3件、提出議案が1件でございます。

なお、本日の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に該当する者はありませんでした。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

議案第47号から第49号までの「市長からの意見聴取」につきましては、市議会提出前の検討中の内容であることから、また、議案第50号「朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計について」も検討中の内容であることから、朝霞市情報公開条例第7条第1項第4号に規定する非公開情報に該当いたします。

非公開情報につきましては、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針第6条第1項により、会議を非公開とすることができることになっております。

したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、議事を非公開とすることを御提案申し上げます。

また、議案第47号から第49号につきましては、市長から市議会に議案が提出されたとき、議案第50号につきましては、全員協議会へ報告後、それぞれ公開できる時期になりましたら、資料及び会議録を公開することとしてよろしいか、併せて伺います。

なお、会議を非公開にするのは、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございます。

これより、採決いたします。

議案第47号から第50号につきましては、議事を非公開とすること、また、議案第47号から第50号につきましては、資料及び会議録を所定の時期に公開することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、議案第47号から第50号につきましては、議事を非公開とし、資料及び会議録は所定の時期に公開することに決めます。

◎5 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

事務局又は委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、これでその他を終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

これから会議を非公開といたします。

(暫時休憩)

◎3 市長からの意見聴取 議案第47号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定<教育委員会関係分>について

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市長からの意見聴取に入ります。

「議案第47号 令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定<教育委員会関係分>について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

議案第47号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を

求められたものでございます。

令和3年度決算について、まず、歳入でございますが、「歳入所属別一覧表（令和3年度（2021年度））」のとおり歳入がございました。

続いて、歳出について、項ごとに申し上げます。

お配りしております「令和3年度（2021年度）朝霞市一般会計決算 歳出総括表（教育委員会関係分）」を御覧いただきたいと存じます。

初めに、教育総務費ですが、予算現額5億8,107万8,000円に対し、支出済額は5億5,229万9,128円で、執行率は、95.0パーセントでございます。

次に、小学校費ですが、予算現額8億8,978万2,000円に対し、支出済額は、7億6,246万9,060円で、執行率は、85.7パーセントでございます。

次に、中学校費ですが、予算現額8億3,862万6,000円に対し、支出済額は6億7,828万7,811円で、執行率は、80.9パーセントでございます。

次に、学校保健費ですが、予算現額13億9,480万3,000円に対し、支出済額は12億4,065万3,085円で、執行率は、88.9パーセントでございます。

次に、社会教育費ですが、予算現額14億118万1,000円に対し、支出済額は12億6,581万2,418円で、執行率は、90.3パーセントでございます。

次に、社会体育費ですが、予算現額2億1,910万4,000円に対し、支出済額は2億1,286万2,748円で、執行率は、97.2パーセントでございます。

なお、教育費全体としましては、予算現額53億2,457万4,000円に対し、支出済額は47億1,238万4,250円で、執行率は、88.5パーセントでございます。

以上が、歳出の概要でございます。

令和3年度における主な事業につきましては、資料を1枚めくっていただいた「主要事業の説明」の資料のとおりでございます。

なお、事業別の歳出内訳も添付してございますので、併せて御確認いただきたいと存じます。

また、財産調書に関する資料につきましても、お配りした資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

説明が終わりました。

ただいまの議案第47号に関しまして、質疑をお願いします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

数字のことではないのですが、68ページの「物品」という表については、これまでは保管場所別に記載されていたかと思うのですが、今回は表の形式を変更しておりますか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

物品の表の形式につきましては、区分ごとに前年度末と決算年度中の増減額を載せているような形でして、今回も同様に作らせていただいております。

○平木教育長職務代理者

かしこまりました。

○二見教育長

上野委員。

○上野委員

令和3年度の決算の関係なのですが、令和2年度の決算と比較して、不用額と執行率というのはどのような状況になっているかというのは、把握されていますでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

手元に資料がございませんので、確認した上でお答えさせていただければと思います。申し訳ありません。

○二見教育長

この際、暫時休憩といたします。

---

(暫時休憩)

---

○二見教育長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

答弁願います。

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

先ほど上野委員から御質問いただいた執行率になりますが、令和2年度につきましては、94.



0パーセントになっておりまして、令和3年度につきましては、88.5パーセントになっております。また、令和3年度の不用額につきましては、約9,100万円ほどの不用額が生じているような状況でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

ほかに、御質問ございますか。

それでは、質疑がなければ質疑を終了いたします。

これより、採決いたします。

議案第47号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第47号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第48号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第3号)〈教育委員会関係分〉について

○二見教育長

次に、「議案第48号 令和4年度(2022年度)朝霞市一般会計補正予算(第3号)〈教育委員会関係分〉について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

議案第48号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

今回の補正予算の主なものについて、1ページ、歳入でございますが、第16款「国庫支出金」では、朝霞第五中学校が令和4・5年度埼玉県道徳教育推進モデル校の委嘱を受けたため、この事業に活用する補助金として「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業補助金」を計上しております。

第22款「諸収入」では、滝の根テニスコート、総合体育館、武道館及び公園体育施設の指定管理料の精算金を計上しております。

次に、2ページの歳出でございますが、第1項「教育総務費」につきましては、埼玉県から委嘱

をうけた朝霞第五中学校で道徳教育の研究開発を進めるに当たり、指導者謝金などが必要となったことから、謝金として報償費を、消耗品費として需用費を計上しております。

第2項「小学校費」及び第3項「中学校費」につきましては、市内小中学校における新型コロナウイルス感染症への対策で、校舎等のトイレの手洗い水栓を非接触の自動水栓に改修するため、工事請負費を計上しております。

次に、第4項「学校保健費」のうち、学校給食運営事業につきましては、溝沼学校給食センター施設の工事請負費及び備品購入費に流用した予算の復元を行うため、消耗品費として需用費を計上しています。また、給食センター管理事業につきましては、溝沼学校給食センター施設の工事請負費に流用した予算の復元を行うため燃料費を、併せて調理設備の修繕などを行うため、備品修繕料及び施設等修繕料として需用費を計上しております。

次に、第6項「社会体育費」の施設改修事業につきましては、朝霞中央公園野球場の屋外階段等の改修工事を行うため、工事請負費を計上しております。

最後に、3ページには、繰越明許費を記載しております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

ただいま、議案第48号に関する説明が終了いたしました。

それでは、これについての質疑をお願いいたします。

上野委員。

○上野委員

今回、この補正予算の第3号なのですが、令和4年度から予算の編成に当たって、枠配分を実施したというのは伺っているのですが、今年度に入ってから、例えば電気代の値上がりだとかいろいろ社会情勢が変わってきていて、維持管理費と言いますか、経費関係というのは、今後補正しなくても問題ないのか、枠配分を実施されたことによってどのように影響があるのかということをお伺いしたいなと思っています。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

枠配分の中での今後の補正の見込みについてお答えさせていただきます。

電気料あるいはガス料金がエネルギー関連として高騰しておりまして、当初予算では不足が生じる見込みとなっています。したがって、現時点では、12月補正にそういった電気料金の補正予算の提出を検討しているような状況でございます。

○二見教育長

よろしいでしょうか。

○上野委員

はい。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第48号に同意することについて、賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第48号については、同意することといたします。

◎3 市長からの意見聴取 議案第49号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○二見教育長

次に、「議案第49号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

議案第49号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものでございます。

改正内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されることに伴い、育児休業の再度取得に関する規定を削除するなど所要の改正を行うほか、国家公務員において育児参加のための休暇の対象期間が拡大されることから、本市においても同様の改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和4年10月1日から施行したいと考えております。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第49号については、同意することといたします。

◎4 議案の審議 議案第50号 朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計について

○二見教育長

次に、「議案第50号 朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

議案第50号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案）ができましたことから提案したものでございます。

本日、教育委員会で議決していただきましたら、8月12日の定例庁議にて朝霞市として決定をしていただく予定となっております。

その後、全員協議会等で説明を行った後、実施設計に着手し、令和5年3月に設計業務を完了させる予定となっております。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、図面等の詳細な説明につきましては、引き続き説明を申し上げます。

資料につきましては、資料1「基本設計（案）の概要」、資料2「基本設計図書」となっております。

それでは、資料1「基本設計（案）の概要」の1ページ目を御覧ください。

「1 建設概要」としましては、少人数学級への対応から令和7年度に普通教室に不足が見込まれる第六小学校に新たな校舎を増築し、普通教室8室、多目的室1室を整備するものです。

次に、「2 建物概要」ですが、資料2「基本設計図書」の3ページ、計画配置図も併せて御覧ください。

増築校舎の建設場所につきましては、敷地の南側、市民会館に隣接する形としております。建物の構造につきましては、鉄筋コンクリート造、地上4階建て、建築面積は625.11平方メートル。延床面積は2,002.80平方メートル、建物の高さは15.64メートルとし、既存の校舎とは2階、3階、4階を渡り廊下で結ぶ形状としております。

また、災害時における大型緊急車両、消防車等がグラウンド側へ進入できるよう、増築校舎の東側、市民会館駐車場に開口部5メートルの進入口を設置いたします。

続いて「3 施設の概要」になりますが、資料2の基本設計図書の4ページ、「1階平面図(案)」も併せて御覧ください。

1階部分ですが、正門から増築校舎の西側出入口には荒天時に雨よけとして活用できるスペースとして、ピロティを設けております。1階校舎の校庭側に児童昇降口を設け、そのほか、車いす対応トイレ、エレベーター、体育倉庫、石灰庫を配置しております。こちらの体育倉庫につきましては、校舎の増築工事に伴い既存の体育倉庫を解体するため、その代替として設置をいたします。

次に、資料2、基本設計図書の5ページ、「2階平面図(案)」を御覧ください。

2階につきましては、普通教室2クラス、児童用トイレ、車いす対応トイレ、多目的室、図書準備室、手洗い場、渡り廊下を配置しております。

なお、教室の面積につきましては、既存校舎の60平方メートルから68平方メートルに広げ、廊下との間仕切りににつきましては可動式とし、様々な授業スタイルに対応できる仕様としております。多目的室につきましては、学年集会や複数のクラスでの授業など、フレキシブルに子供たちが集まれるスペースとしての活用を予定しております。

続きまして、資料2基本設計図書の6ページ、7ページの3階、4階平面図につきましては、普通教室3クラス、児童用トイレ、車いす対応トイレ、準備室、手洗い場、渡り廊下を配置しております。

次に資料2、基本設計図書の8ページの「屋根伏図(案)」です。こちらは、増築校舎の屋上になりますが、太陽光発電設備を設置し、校舎内で使用する電気量のうちエアコン、エレベーターを除き、校舎内の照明やコンセントの約6割程度を賄い、エネルギー消費の抑制に努めております。

そのほか、関連工事といたしまして、既存校舎の給食配膳用エレベーターの改修、車いす利用者用駐車場の整備に加え、校庭に設置した遊具類等の撤去・新設等を行います。

続きまして、「4 今後の主なスケジュール(予定)」ですが、設計業務につきましては令和5年3月までに完了いたします。その後、建設工事の入札を令和5年4月に行い、6月議会に工事請負契約締結議案を提出した上で、令和5年7月から工事に着手し、令和6年12月から校舎の供用開始の予定になります。

次に、「5 事業費」につきましては、設計委託料が4,860万5,700円。増築校舎の工事費は、現時点での試算になりますが、14億207万1,000円。工事監理委託料は、2,167万円を見込んでおります。

今回の事業予算の財源といたしまして、国庫補助金及び地方債の申請も併せて行う予定でおります。

最後になりますが、増築工事の完成イメージといたしまして、資料2、基本設計図書の9ページ、10ページに建物の立面図及び外観パースの資料を添付しております。

説明は、以上になります。

○二見教育長

以上で、議案第50号に関する説明が終了いたしました。

それでは、本議案について質疑をお願いいたします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

ただいま御説明をいただきましたが、第六小学校の校舎増築工事の案ということで、工期が令和5年7月から令和6年11月ということで長期にわたるということと、第六小学校の場合は、校庭の一部が工事の対象になりますので、工事期間の校庭の使用について、体育の授業、また、土日休日の校庭開放については、どのようにお考えなのか。それから、工事期間中の令和5年、令和6年の運動会については、どのようにお考えなのか。

それから、こちらの関連工事の資料2と3を確認させていただいたのですが、やはり校庭の一部に増築校舎を建てるということで、校庭が多少狭くなってしまうと思うんですね。また、増築された校舎の校庭側にスロープや階段などもできますので、運動会開催時に児童席の確保ができるのか。この3の図を見ると、グラウンドなども改修して、いろいろ御苦労されて図面を書かれているなどというのは分かるのですが、その辺どのようになるのか。今まで、私の記憶ですとゆめばれす側に運動会ですと児童席を設けていたと思うのですが、その辺がどうなるのか分からないので、お考えを聞かせていただければと思います。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

1点目の、体育の授業、あるいは土日の使用ということになりますが、今回基本設計が終わった段階ですので、工事スペースにつきましては、フェンスで囲うような形で考えておりまして、そのスペースをどの程度必要とするかにつきましては、今後、事業者あるいは学校側と協議をした上で

決めていくこととなります。したがって、それを見た上で、授業への影響、あるいは土日の開放ができるのかどうかというのを検討していければと考えております。

また、運動会につきましても、校庭が少し狭くなりますので、多少の影響というのは受けるのかなというふうに考えていますが、その辺りについても、こういった競技が運動会の中で実施が可能なかどうか、今まで実施してきたものができるのかどうかを含めて学校と相談していく形になるのではないかなと考えております。

また、運動会で児童席がちょうど増築校舎のスペースに当たるということですので、その辺りも、今後どこに児童席を設けられるのか、そういったことについてもしっかりと学校と調整した上で児童への影響ができる限り少ないような形で工事を進められて行くように私どももしっかりと調整を図ってまいりたいと考えております。

○二見教育長

ほかに、御質問はございますか。

上野委員。

○上野委員

事業費の関係なのですが、この事業費の中に、負担金事業と単独事業と分けているかと思うんですけども、実際事業費の内訳で、負担金に該当する部分と単独の部分というのは、どのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

国庫補助金の申請につきましては、現在県と調整をしておりますが、基本的には学校の面積にある程度の基本額を掛けて積算していくという形になっております。現時点では、県と調整した段階では、2億5,000万円程度の補助金が頂けるのではないかと考えておまして、また、地方債につきましても、学校教育施設等整備事業債を充当して、約9億円ぐらい起債できるのではないかと見込んでいます。今後、詳細については、県あるいは財政課と調整していきたいと思っております。

○上野委員

そうしましたら、一般財源分はどのぐらいになるのですか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

詳細の部分は今手元に資料がございませんが、一般財源としましては2億7,000万円程度を

見込んでおります。地方債につきましては、国庫補助金の補助裏分と一般単独分ですか。それぞれに区分して、充当率が補助裏ですと90パーセント、一般単独分ですと75パーセントというふう  
に試算をしております。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

確認なのですが、工事中の通学のときに正門が通れなくなるので東門を使うというお話だったか  
と思うのですが、こちらの東門の改修についてはどのようになっているのでしょうか。

○二見教育長

学校教育部次長。

○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

工事期間中につきましては、正門等が使用できなくなりますので、児童の通学路の変更を検討し  
て進めております。具体的には、資料の2番目の基本設計図書の2ページを御覧いただきたいと思  
いますが、「現況配置図」というものがあるのですが、こちらは既存校舎ですね。北側と南側に2  
か所、通用口がございますので、そちらを昇降口として使用する形で考えております。

したがって、現在正門の前に横断歩道がありますが、そちらを市道264号線のちょうど  
「ゴミ置場」というものがあるかと思うのですが、その中央辺りに移設をしまして、児童がこちらの  
横断歩道を渡って、それぞれ北側と南側の2か所の通用口から校舎内に入る。そういった案を考  
えております。

また、市道264号線につきましては、歩道が既存校舎側にございませんで、ガードパイプ、  
要は道路沿いに並行して車道と歩道を分けるような、そういった設備を一部設けまして、児童の安  
全を確保したいと考えております。

工事が終わりました時点で、横断歩道も正門前に移設をして、正門から登下校ができるような形  
でということで今検討を進めております。

○二見教育長

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

そうしますと、通用門が3か所になるということによろしいですか。

○二見教育長

学校教育部次長。



○説明員・奥山学校教育部次長兼教育総務課長

そのとおりでございます。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

よろしいでしょうか。

質疑なければ、質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第50号を原案のとおり可決することに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎8 閉会

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これもちまして、令和4年第4回朝霞市教育委員会臨時会を終わります。

本日はお疲れ様でした。